解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

北九州市小倉南区朽網西五丁目八番一八号

五大サービス株式会社

代表清算人　山口　直和

解散公告

当法人は、臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

佐賀県三養基郡みやき町原古賀六七〇五番地の二

みやきスポーツパークパートナーズ株式会社

代表清算人　野田　聖二

解散公告

当社は、令和五年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

佐賀県杵島郡白石町大字福吉一九二六番地一

合同会社健蓮

清算人　小野　義春

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

大分県別府市中央町三番四号

有限会社中島カメラ

清算人　中島　正昭

解散公告

当会社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申出がないときは、清算から除斥いたします。

令和八年四月十五日

宮崎市大塚台西二丁目三〇番地七

合同会社サンワテック

清算人　平塚　政利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田七九三番地一

ＭＣ管理株式会社

代表清算人　大賀　俊介

解散公告

当社は、令和八年三月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

沖縄県南城市大里字稲嶺一四六―三徳元アパート一〇一

合同会社ゴヤスポーツ

代表清算人　岡本　涼太

解散公告

当法人は、平成十八年改正前民法第六十八条第一項第二号（現行一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二条第一項第二号及び第二〇六条第一号）の規定により解散し、裁判所の選任した清算人による清算を開始したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

沖縄県石垣市字登野城四番地の一（石垣市役所内）

財団法人八重山育英会

清算人　布施　知章

連絡先　沖縄県石垣市八島町一―一―八

弁護士法人空と海

そらうみ法律事務所石垣事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

北海道苫小牧市住吉町一丁目一番地四

医療法人社団鍋島皮膚科クリニック

清算人　鍋島加世子

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

東京都千代田区永田町一丁目七番一号

参議院職員組合

清算人　弁護士　石川　真也

清算人　弁護士　福世健一郎

清算人　弁護士　馬場　洋尚

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月八日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

山口県熊毛郡平生町大字平生村一六八番地の四

医療法人向井医院

清算人　向井　康祐

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十六日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

熊本県玉名市伊倉北方二四八一番地

宗教法人妙宣寺

清算人　弁護士　渡辺　裕介

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番三七号伸京ビル一階　渡辺綜合法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

宮崎県西都市大字妻一四二九番地一ベルンシュタイン二〇五号室

医療法人いわみ小児科医院

清算人　岩見　晶臣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

北海道登別市富岸町二丁目二番地一八

医療法人社団さわだ整形外科

清算人　澤田　一二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三号

医療法人社団地精会

清算人　金杉　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和五年十二月十一日開催の責任役員会の決議により、令和八年三月二十三日神奈川県知事の認証を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十五日

神奈川県秦野市堀西九九四番地

宗教法人大至善教界

清算人　神野まみ江